□条例本文

第7条

- 2 開発事業者は、開発計画を策定する際、当該開発計画に係る開発事業を行おうとする地域の特性に応じて、次に掲げる事項を反映するものとする。
- 一 保育所の設置、幼稚園の設置その他の子育て支援に関すること。
- 二 特別養護老人ホームの設置、介護老人保健施設の設置その他の高齢者福祉に関すること。
- 三 障害者ケアホームの設置、障害者グループホームの設置その他の障害者福祉に関すること。
- 四 集会場の設置、広場の設置その他の地域活動の支援に関すること。
- 五 観光案内所の設置その他の観光支援に関すること。

□条例指針(取り組むべき事項)

一.子育て支援

二. 高齢者福祉

三. 障害者福祉

四. 地域活動支援

五. 観光支援

地域の特性 に応じて 1種類以上 選択



選択した 種類の中から 1事項以上 選択

一 子育て支援

	1.保育所	7.学童クラブ (児童福祉法に基づく施設)
	2.地域型保育事業 (小規模保育事業又は事業所内保育事業 を整備)	8. 一時預かり保育施設
	3.幼稚園	9. 病児•病後児保育施設
	4.認定こども園	10. 赤ちゃん・ふらっと事業に関する施設 ・不特定多数が訪れる商業施設又は公共施設を整備する場合に併設 ・授乳が出来る設備、おむつ替えができる設備、 調乳用の給湯設備、手洗い設備及び冷暖房設備 ※ 優先して取り組むべき事項
	5.児童館	11.その他これらに類する子育て支援に寄与するもの
	6.子育て交流施設	_

二 高齢者福祉

1.特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)	6.高齢者向け住宅 (サービス付き高齢者向け住宅等を整備)
2.介護老人保健施設	7.地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する施設 (高齢者が日中利用できる高齢者福祉施設又は地域 福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター の活動や高齢者通いの場等が実施できる施設)
3.(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	8.地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する 広場(ベンチ、運動器具等を整備)
4.認知症高齢者グループホーム	9.その他これらに類する高齢者福祉に寄与するもの
5.軽費老人ホーム・ケアハウス	_

三 障害者福祉

1.日中一時支援事業に関する施設 (宿泊を伴わない緊急一時保護・自立生活体験を 行う施設を整備)	5.生活介護施設
2.障害者グループホーム	6.短期入所施設
3.障害者就労支援施設	7.地域活動支援センター
4.障害児通所支援施設 (児童福祉法に基づく施設)	8.その他これらに類する障害者福祉に寄与するもの

四 地域活動の支援 ※【】内は地域限定の事項

1. 集会場 (地域住民用)	4.スポーツ・生涯学習施設 (屋外・屋内運動場、トレーニング場等を地 域住民が利用できるよう整備)
2.地域活動の用に供する広場 (オープンスペースとする)	5. 多世代交流拠点(みんなの食堂等) (・地域住民が利用できるように整備 ・キッチンを有するスペースを整備)
3.コミュニティルーム (区立) 【日本橋六・七の部連合会町会、京橋一〜三の部 連合町会 伊連合町会 時海連合町会内】	6.その他これらに類する地域活動の支援に寄与するもの

五 観光支援

1.観光案内所	区の観光情報表示板、多言語対応タッチパネ
2.観光客の一時休憩所	ル、公衆無線LAN等を整備
3.観光バス乗降所	_
4.その他これらに類する観光支援に寄与するもの	_